

資料 2 - 1 (稚アユ保護ロープ設置)



カワウ対策ロープ状況(平成20年4月)団栗橋下流



カワウ対策ロープ状況(平成20年4月)四条大橋下流



アユか

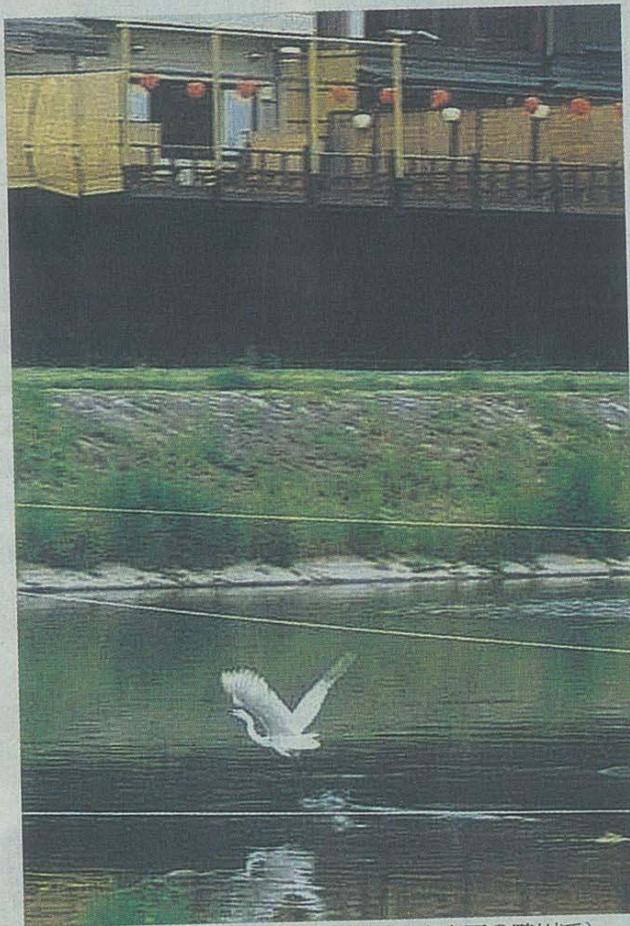
稚魚守るロープ設置

鴨川で保護論争

野鳥か

からまりけがの危険

名物のアユか、流域に生息する野鳥か。京都市を流れる鴨川で、二大風物詩の保護を巡り、論争が起きている。放流したアユの稚魚を守るため、賀茂川漁業協同組合が鳥よけのロープを川に設置したところ、鴨川で野鳥観察を続ける自然保護団体「ユリカモメ保護基金」が「野鳥がケガをする危険がある」と、川を管理する府に設置を許可しないよう求める活動を始めた。府は対応に苦慮している。



張られたロープの間を飛ぶ野鳥（東山区の鴨川で）

ロープはビニール製で、稚魚を放流した4月25日からアユ漁解禁の今月27日まで設置。上流の賀茂川一鴨川の漁場のうち、釣り人に人気のポイントに計約780本にわたり、川面を横切る形でジグザクに張り巡らし、所々に「川鵜被害対策中」の札をつけている。

漁協によると、稚魚をエサにするカワウの被害が深刻なため、4年ほど前から例年設置しているという。漁協の三谷桂和組合長は「鴨川のアユは全国的なブランドで人気が高く、納涼床にも欠かせない食材。被害を防ぎたい」と訴える。

これに対し、同保護基金の川村周仁代表は「ロープが切れている箇所があり、野鳥の足にからみつく恐れもある。都市部で野鳥観察ができる鴨川の景観も損なわれている」と主張。来年は設置を許可しないよう府に嘆願書を提出しようと、署名活動を始めた。

間に立つ府河川整備管理室は「景観への配慮や野鳥保護は大切だが、漁業権を守るのも行政の仕事。どう折り合いをつけるか悩ましい。鳥にもアユにも害のない知恵や工夫はないものか」と頭を抱えている。